

工 事 設 計 書						
施 行 年 度	平成30年度		契 約 番 号		建設部 道路河川課	
			2018001659			
工 事 名	平成30年度 社会資本整備総合交付金橋梁長寿命化修繕事業 市道南出線中野橋橋梁修繕工事				設 計 番 号	
					30-39-0021-3-503	
施 工 場 所	伊賀市 下柘植 地 内				設計・積算年月日	
工 種	橋梁保全工事				積算者	検算者
設 計 金 額	円 内消費税相当額 円					
工 期	日	延 長	m	幅 員	m	
工 事 の 大 要					起 工 理 由	
平成30年度 社会資本整備総合交付金橋梁長寿命化修繕事業 市道南出線中野橋橋梁修繕工事					別 紙	
上部工塗装塗替え工 塗替塗装 素地調整 80 m2 塗替塗装 塗装作業（下塗り）1層 4 m2 塗替塗装 塗装作業（下塗り）2層 80 m2 塗替塗装 塗装作業（中塗り） 80 m2 塗替塗装 塗装作業（上塗り） 80 m2 仮設工 吊足場 1 式						

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
橋梁修繕				式				
					1.000			
上部工塗装塗替え工				式				
					1.000			
上部工塗装塗替え工				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
仮設工				式				
					1.000			
足場工				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
直接工事費計				式				
					1.000			
間接工事費								
共通仮設費								

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
共通仮設費 (率計上額)				式				
					1.000			
共通仮設費計				式				
					1.000			
純工事費				式				
					1.000			
現場管理費				式				
					1.000			
工事原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
工事価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
本工事費計				式				
					1.000			

第 0001 号 明細表 上部工塗装塗替え工					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
塗替塗装 素地調整 (標準単価)	m2				第0001号施工単価表
3種ケレンC (動力工具と手工具の併用) 補正なし		80.000			
塗替塗装 塗装作業 (標準単価)	m2				第0002号施工単価表
下塗り 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(はけ・ローラー) 1層 補正なし		4.000			
塗替塗装 塗装作業 (標準単価)	m2				第0003号施工単価表
下塗り 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(はけ・ローラー) 2層 補正なし		80.000			
塗替塗装 塗装作業 (標準単価)	m2				第0004号施工単価表
中塗り 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料(はけ・ローラー) 淡彩 補正なし		80.000			
塗替塗装 塗装作業 (標準単価)	m2				第0005号施工単価表
上塗り 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料(はけ・ローラー) 赤系 補正なし		80.000			
合 計					

第 0002 号 明細表 足場工					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
名 称 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
足場工 ハ° ｲ° 吊足場	式				第0006号施工単価表
		1.000			
合 計					

塗替塗装 素地調整（標準単価） 3種ケレンC（動力工具と手工具の併用） 補正なし					第 0001 号 施工単価表 1.000 m2 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁塗装工〔塗替 素地調整〕 3種ケレンC、機労材 昼間、時間的制約 無	m2	1.000			
合計	m2	1.000			
単位当り	m2	1.000	当り		

塗替塗装 塗装作業（標準単価） 下塗り 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（はけ・ローラー） 1層 補正なし					第 0002 号 施工単価表 1.000 m2 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁塗装工〔塗替 下塗り塗装〕 変性エポキシ樹脂塗料、200g/m2×1層、機労材 昼間、時間的制約 無	m2	1.000			
合計	m2	1.000			
単位当り	m2	1.000	当り		

塗替塗装 塗装作業（標準単価） 下塗り 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料（はけ・ローラー） 2層 補正なし					第 0003 号 施工単価表 1.000 m2 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁塗装工〔塗替 下塗り塗装〕 変性エポキシ樹脂塗料、200g/m2×2層、機労材 昼間、時間的制約 無	m2	1.000			
合計	m2	1.000			
単位当り	m2	1.000	当り		

塗替塗装 塗装作業（標準単価） 中塗り 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料（はけ・ローラー） 淡彩 補正なし					第 0004 号 施工単価表 1.000 m2 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁塗装工〔塗替 中塗り塗装〕 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料、淡彩 140g/m2×1層、機労材 昼間、時間的制約 無	m2	1.000			
合計	m2	1.000			
単位当り	m2	1.000	当り		

塗替塗装 塗装作業（標準単価） 上塗り 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料（はけ・ローラー）赤系 補正なし					第 0005 号 施工単価表 1.000 m2 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁塗装工〔塗替 上塗り塗装〕 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料、赤系 120g/m2×1層、機労材 昼間、時間的制約 無	m2	1.000			
合計	m2	1.000			
単位当り	m2	1.000	当り		

足場工 ハイ°吊足場					第 0006 号 施工単価表 1.000 式 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
架設・床版・現場塗装足場	式	1.000			
諸雑費	式	1.000			
合計	式	1.000			

足場工 パイプ 吊足場					第 0006 号 施工単価表	
					1.000 式 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
単位当り	式	1.000	当り			

平成30年度 社会資本整備総合交付金橋梁長寿命化修繕事業
市道南出線中野橋橋梁修繕工事

数量計算書

数量総括表

[illegible]

【 中野 橋 】

数量総括表 (上部工塗装塗替え工)

[illegible]

1. 上部工塗装塗替え工

全体塗装面積 = 79.6 m2

鋼材露出部 5 % = 4.0 m2

3種ケレンC

2. 全体塗装面積の根拠

[illegible]

【 中野 橋 】

数量総括表（仮設工）

[illegible]

1. 足場工（全面吊足場）

$$\begin{array}{rclcl} \text{橋長} & & \text{全幅員} & & \\ 15.00 & \times & 4.70 & = & 70.50 \text{ m}^2 \end{array}$$

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり ☐ 他機関との協議が未完了 ☐ 占用物件との工程調整の必要あり ☒ その他（ 通行規制あり ）	☐ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ） ☐ 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ） ☐ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ） ） ☒ その他（仮設足場工の設置・撤去時に通行規制を行う。）
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり ☐ 仮設ヤードの有無 ☐ その他（ ）	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図 ☐ No. ～No. ☐ 別途協議（ ） ☐ 完了見込み時期（ ☐ 平成 年 月頃 ☐ 別途協議（ ） ☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km） ☐ 使用条件・復旧方法（ ） ☐ その他（ ）
公害対策関係	☐ 施工方法の制限あり ☐ 事業損失防止に関する調査あり ☐ その他（ ）	☐ 制限項目（ ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他（ ） ） ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 施工時期（ ） ☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 調査費（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ その他（ ）
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定あり ☐ 近接公共施設等に対する制限 ☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり ☐ イメージアップ経費適用工事 ☐ その他（ ）	☐ 交通安全施設等の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 交通管理要員の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議（ ） ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外 ☐ 配置人員数（人）（うち交通誘導警備員A（人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ☐ 施工時間の制限 ☐ 工法制限あり ・近接公共施設名等（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ） ） ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ） ☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ イメージアップの内容（率分）（ ） ☐ イメージアップの内容（積上）（ ） ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
平成30年12月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり ☐ その他（ ）	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 用地及び構造（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 安全施設（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ その他（ ）
仮設備関係	☐ 仮設備の設置条件あり ☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定 ☐ その他（ ）	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 転用あり（ 回） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ） ☐ 構造及び設計条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 施工方法（ ） ☐ その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	☐ 残土処分（自由処分） ☐ 残土処分（指定処分・他工事流用） ☐ 産業廃棄物の処理条件あり ☐ 提出書類あり ☐ その他（ ）	☐ 残土処分地（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） 運搬距離（L＝ km） ☐ 処分地の処理条件あり（ ☐ 押土整地 ☐ その他（ ）） ☐ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☐ 産業廃棄物の処分地（ ☐ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 ☐ 処分地での処理費（ ☐ 計上あり（ ☐ 処理料 ☐ 押土整地 ☐ 被覆土） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 処分場の受入条件（ ） ☐ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 ☐ その他（ ）
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり ☐ その他	☐ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ）） ☐ 移設時期（ ☐ 平成 年 月 頃 ☐ 別途協議） ☐ 防護（ ） ☐ その他（ ）
排水工（濁水処理を含む）関係	☐ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ☐ 水質調査等必要あり ☐ その他（ ）	☐ 項目及び基準値（ ） ☐ 調査項目（ ） ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
平成30年12月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.3

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり ☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 ☐ その他（ ）	☐ 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ） ☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ） ☐ その他（ ）
再生材使用関係	☐ 再生材使用の指定あり ☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） ☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について ☐ その他（ ）	☐ 再生材の種類（ ☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 再生コンクリート砂（1 購入先当たり 1 検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） ☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。（認定製品の品名： ） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 ☒ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。（認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ） ☐ その他（ ）
そ の 他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり ☐ 現場発生品あり ☐ 支給品あり ☐ 盛土材等工事間流用あり ☐ その他（ ）	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ） ☐ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ） ☐ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（平成 年 月 日） その他（ ） ☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） ☐ 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L＝ km） ☐ その他（ ） ☐
適 用 条 件		☒ 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：平成30年7月1日）） ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 ☐ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 平成 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示ー（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から工事請負者に対する指示又は通知等の支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により工事請負者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： ☐ 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受注者・発注者の共通の目安を示す三重県設計変更ガイドライン（案）（平成29年7月1日）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ その他（ 三重県を伊賀市と読み替える。 ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
平成30年12月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
監督の区分 （共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3）	☐ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となっ た場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時V E方式 ☐ 契約後V E方式 ☐ 設計・施行一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のV E提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にV E提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、 貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電 子 納 品	☐ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☐ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ ☐ 2部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 三重県C A L S電子納品運用マニュアル（平成 29年 4月改訂）を適用
産業廃棄物税		☐ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31 日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間 を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ 作成・登録		☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報 交換システム		☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
市 内 企 業 優 先 使 用	☒ 市内企業優先使用	☒ 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を伊賀市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含 む）を有する者の中から選定するよう努めること。
県内産製品 優 先 使 用	☒ 建設資材の県内産製品優先使用	☒ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☒ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を 受けた場合の 措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第11号）を受けた場合の措置につい （1）受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第9号）による不当介入を受けた場 合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必 要な協力を行うこと。 （2）（1）により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者 への報告は必ず文書で行うこと。 （3）受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこ
工事实態調査	☒ 工事实態調査	☒ 伊賀市低入札価格調査試行要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事实態調査の指示があった場合又は、同 実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事实態調査に協力すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
平成30年12月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
社会保険等未加入 対策	☒ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請契約（受注者が直接締結する請負契約に限る。）の相手方としてはない。 ☒ 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 ☒ 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に参加しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。